

## ふくしま復興再生道路3路線の国直轄権限代行を求める意見書

当県の道路整備については、原子力災害の影響により、双葉郡を始めとした地域の復旧作業が遅れており、復興への大きな課題となっている。

原子力災害という他県とは異なる特殊な状況の中で、避難者の帰還支援、環境の再生、産業再生の支援、さらには新たな産業集積などを実現するためには、避難解除等区域と周辺都市等を結ぶ道路ネットワークなどの連絡機能強化が早急に必要である。

そのためには、財源の確保と国・県の適切な役割分担による整備促進が不可欠であるが、地域の復興再生に必要な幹線道路の整備量が膨大であるなど、現在の当県の状況では県による迅速な事業実施が困難であり、福島復興再生特別措置法の活用によって、計画的かつ着実な帰還の実現につながる対策を講じていく必要がある。

よって、国においては、「避難解除等区域復興再生計画」に位置づけられている国道399号、県道吉間田滝根線、小名浜道路について、平成32年までに整備を完了するため、平成26年中に福島復興再生特別措置法に基づく国直轄権限代行を決定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
財務大臣  
国土交通大臣  
復興大臣

福島県議会議長 平出孝朗